

山梨県公報

第二千五百十三号

平成二十七年

五月二十八日

木 曜 日

目 次

○貸付金の元利償還金の徴収事務の委託	三四五
○土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定	三四五
○土壌汚染対策法に基づく要措置区域の指定	三四五
○道路の区域変更	三四五
○落札者の決定について	三四六
○社会福祉士及び介護福祉士法に基づく登録研修機関の登録	三四六
○大規模小売店舗の施設の配置に関する事項の変更の届出	三四六
○遊漁規則の変更認可(二件)	三四七
○土地改良区役員の内任	三四八
○公共測量の実施	三四八
○都市計画の決定図書の縦覧(二件)	三四八
○都市計画の変更図書の縦覧(二件)	三四八
○公安委員会	三四九
○自転車運転者講習の実施に関する規則	三四九

告 示

山梨県告示第百八十六号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、次のとおり貸付金の元利償還金の徴収事務を委託した。

平成二十七年五月二十八日

山梨県知事 後 藤 齋

一 委託の相手方

甲府市北新一丁目二番十二号 社会福祉法人山梨県社会福祉協議会

二 委託に係る貸付金の元利償還金

山梨県高齢者居室等整備資金及び重度心身障害者居室等整備資金貸付事業に係る貸

付金の元利償還金

三 委託の期間

平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

山梨県告示第百八十七号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域を次のとおり指定する。

平成二十七年五月二十八日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 指定する区域 中央市山之神字流通団地二千九百五十番六及び二千九百九十一番五の各一部
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

山梨県告示第百八十八号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第一項の規定により、土地が特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域を次のとおり指定する。

平成二十七年五月二十八日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 指定する区域 中央市山之神字流通団地二千九百四十九番一、二千九百五十番六、二千九百九十一番四及び二千九百九十一番五の各一部
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 テトラクロロエチレン
- 三 指定する区域において講ずべき指示措置 地下水の水質の測定

山梨県告示第百八十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成二十七年六月十八日まで一般の縦覧に供する。

平成二十七年五月二十八日

山梨県知事 後 藤 齋

一 道路の種類 県道